年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

長野厚生年金 事案 1197

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から同年12月1日まで

A区のB社でタクシー乗務員として勤務した期間のうち、最初の半年間の年金記録が無い。働いていたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、入社時期は特定できないものの、申立人は、B社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和36年12月1日以前から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 36年における各月の被保険者資格取得者数は、1月が7名、2月が7名、3月が0名、4月が1名、5月が1名となっているのに対し、6月から11月までの6か月間が0名で、12月が全従業員の半数近くに当たる29名となっていることから、当該事業所は、36年においては6月以降に入社した者を12月にまとめて厚生年金保険被保険者資格の取得届を行ったことがうかがえるところ、申立人及び同時期に資格取得した28名の元同僚に聴取しても、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらず、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

また、B社は、「昭和36年6月から厚生年金保険料控除を始め、その届出を同年12月に行うことは考えられず、仮に保険料を控除していたなら遡って資格取得させたはずである。保険料を控除されながら、健康保険証が渡されていなければ、申立人からも担当者に催促があったはずなので、6か月も届出を放置することは考え難い。」と回答している。

さらに、B社は、申立人に係る当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉

徴収簿等)を既に廃棄している上、当時の事業主の所在も不明であることから、 申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。 このほか、申立人の入社時期及び申立期間における厚生年金保険料の控除に ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。